

## 国立大学法人京都教育大学教員の人事等に関する特例規程

平成16年 4月 1日 制 定  
平成27年 3月31日 最終改正

(目的等)

**第1条** この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、教員の人事等に関する特例を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、就業規則その他の関係規程の定めるところによる。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、就業規則第2条第1項に定める常時勤務する教職員のうち、次に掲げる教員に適用する。

- 一 教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「大学教員」という。）
- 二 附属学校の副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭（以下「附属学校教員」という。）

2 前項各号に定める教員の職務等に関する事項は、学校教育法等の関係法令等の定めるところによる。なお、助教への採用は、原則として講師等への昇任までの期間及びプロジェクト（外部資金、概算要求で認められた期限付き事業で人件費が認められているもの）に伴う期間の採用とする。

(採用及び昇任の選考方法)

**第3条** 大学教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長が定める基準により、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第13条各号に定める教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が行う。

2 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、校長の意見を聴いて学長が行う。

(降任及び解雇)

**第4条** 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して就業規則第12条第1項の規定による降任又は就業規則第22条第1項の規定による解雇をされることはない。

2 教育研究評議会は、前項の審査を教授会に付託して行うものとする。

3 前項の審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

- 一 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
- 二 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
- 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。

4 前項に規定するもののほか、審査に関し必要な事項は、教育研究評議会在が定める。

(配置換え)

**第5条** 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して就業規則第13条第1項の規定による配置換えを命ぜられることはない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

**第6条** 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づき学長が定める。

2 附属学校教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職にお

いては、満2年とし、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。

3 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(懲戒)

**第7条** 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるものでなければ就業規則第37条の規定による懲戒処分を受けることはない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(勤務成績の評定)

**第8条** 大学教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により学長が定める基準に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(研修の機会)

**第9条** 大学教員及び附属学校教員には、研修の機会を与えるものとする。

2 大学教員及び附属学校教員は、教育研究に支障のない限り、所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 大学教員及び附属学校教員は、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(教諭の研修)

**第10条** 附属学校の教諭は、初任者研修及び十年経験者研修を受けなければならない。

2 附属学校教員のうち、教員免許状更新講習受講対象となる者は、当該講習を受けなければならない。

3 前項の場合において、京都府下で実施する教員免許状更新講習を受講した場合は、別に定めるところにより、勤務しないことの承認を受けることができる。

4 前3項に関し必要な事項は別に定める。

(大学院修学休業)

**第11条** 附属学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて3年以内の期間、大学院の課程等に在学してその課程を履修するために休業することができる。

2 前項の休業の期間については、給与を支給しない。

3 大学院修学休業に関し必要な事項は別に定める。

(兼業)

**第12条** 大学教員及び附属学校教員は、本務の遂行に支障がないと学長が認める場合には、教育研究活動に関する兼業を行うことができる。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年規程第47号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。